徳島県公共施設等総合管理計画の修正

該当頁	修正後	修正前	備考
P. 24 IV (4) ⑤ 長 寿 命 化 の実施方針	(略) 長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を「一世代相当分延長」、各施設ごとに例えば「25年(例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年に延長)と設定」し、その目標を達成するため、経済的かつ効果的で環境負荷低減やユニバーサルデザイン化の推進、災害対応にも配慮した「予防保全措置」を適切に講じていくこととする。	(略) 長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を「一世代相当分延長」、各施設ごとに例えば「25年(例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年に延長)と設定」し、その目標を達成するため、経済的かつ効果的で環境負荷低減や災害対応にも配慮した「予防保全措置」を適切に講じていくこととする。	
	(略)	また、「長寿命化工事(大規模修繕工事等)」の実施に当たっては、「従来の平均的な更新時期」に建て替える場合と比べて、「LCC(ライフサイクルコスト)の削減」を図る。	
	(略)	さらに、ハコモノ施設の長寿命化検討に際しては、平成 26年度に実施した「公共建築物長寿命化モデル調査事業」 を活用し、主なハコモノ施設における「保全計画」と「保 全台帳」の整備を推進する。	
	加えて、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、 多様なニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが利用しやすい 施設となることを目標として改修を行うこととする。		
	(略)	なお、各施設ごとの長寿命化の具体的な方針については、 各個別施設計画において定める。	